

不動産鑑定士又は不動産鑑定士補の登録の消除(近畿地方整備局)

手続名	不動産鑑定士又は不動産鑑定士補の登録の消除
手続根拠	不動産の鑑定評価に関する法律第20条第1項第1号
手続対象者	不動産鑑定士または不動産鑑定士補で、その登録を消除しようとする者 ※本案内情報は、近畿地方整備局管内(福井県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県及び和歌山県)に住所のある者を対象とします。
手続時期	登録が不要となり消除しようとするとき随時
提出方法	下記の提出先へ、原則郵送にて提出してください。
手数料	なし
添付書類	なし
提出部数	1部
提出先 問合せ先	〒540-8586 大阪府中央区大手前3-1-41 大手前合同庁舎 近畿地方整備局 建政部 建設産業第二課 鑑定評価指導係 TEL:06-6942-1141